

回 覧

5月15日（月）から 国境離島島民割引カードの 受付を開始します

【実施内容】

平成29年4月1日から国境離島新法が施行されるに伴い、離島島民の方が利用する航路運賃の割引が始まりました。

運賃割引の際に窓口で提示する「国境離島島民割引カード」が必要となりますので、下記のとおり受付交付いたします。

【申請対象者】

小値賀町内に居住し、住民登録を行っている小値賀町民の方

【一斉受付】

期 間： 平成29年5月15日（月）～5月17日（水）まで

（受付時間は午前8時30分から正午まで）

*この期間中は、即日交付します。

会 場： 離島開発総合センター ホール

*一斉受付期間を過ぎても、役場窓口で受付が可能ですが、即日交付ができないこともありますので、ご了承ください。

【必要なもの】

1. 現住所が確認できる身分証明書（申請者全員分）

※運転免許証、保険証等（コピーでも可）

2. 写真（申請者全員分）

・顔写真（縦3センチメートル×横2.4センチメートル）

・6か月以内に撮影したもので、正面・無帽・無背景のもの *スナップ写真でも可
（写真をご準備できない場合は、職員がデジタルカメラで撮影します。）

【運賃割引の適用措置】

来年（平成30年3月31日）までは、次のとおり公的証明書を窓口で提示することで割引運賃でのご利用をすることができます。

⇒運転免許証、健康保険証、住民票等

（申請問合せ先）：小値賀町役場総務課 電話 0959-56-3111